

## 仕 様 書

### 1 件名

Web 会議部屋用機器の調達

### 2 購入物品の種類・仕様・数量

| No. | 種 類                                 | 仕 様                                                                                                                                                                                                                                       | 数 量 | 参考製品・型番                                |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|
| 1   | 小規模会議室向けビデオコラボレーション機器<br>(拡張マイクを含む) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WindowsOS に対応していること</li> <li>・ Webex 等の汎用 Web 会議サービスに対応していること</li> <li>・ 5～6 名程度の小規模会議室向けであること</li> <li>・ 付属品として拡張マイクを含めること</li> </ul>                                                           | 1   | ロジクール<br>Meet-Up<br>拡張マイク<br>Meet-UpEX |
| 2   | 55～60 インチ型ディスプレイ                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55～60 インチ型ディスプレイであり、IPS パネル又は ADS パネルであること</li> <li>・ No. 3 のディスプレイ台に設置可能であること</li> <li>・ HDMI ポート及び USB ポートをそれぞれ 2 つ以上有すること</li> </ul>                                                          | 1   | DMM<br>DKS-4K55DG4                     |
| 3   | ディスプレイ台                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 2 のディスプレイを設置できること</li> <li>・ 昇降用のハンドルがついていること</li> <li>・ 周辺機器を設置可能な棚があること</li> <li>・ キャスター付きであること</li> </ul>                                                                                 | 1   | サンワダイレクト<br>100-PL012                  |
| 4   | 360 度型 Web 会議システム                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WindowsOS に対応していること</li> <li>・ パソコン接続用の USB ポートを有すること</li> <li>・ 360 度撮影可能なカメラであり話者に対し自動フォーカス機能を備えていること</li> <li>・ カメラ、マイク、スピーカー一体型の製品であること</li> <li>・ Webex 等の汎用 Web 会議サービスに対応していること</li> </ul> | 1   | OWLLABSINC<br>MeetingOWL PRO           |

※ 上記 1～4 の調達物品は新品のものであり、参考製品と同等であること

※ 契約締結後、市況等の変化により納品が困難となった場合は発注者と協議を行うこと

※ 納品に係る送料等の諸経費は全て見積金額に含めること

### 3 納入期限及び納入場所

#### (1) 納入期限

令和3年3月26日（金）

#### (2) 納入場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟18階

公正取引委員会事務総局 官房総務課情報システム室

※まとめて納品ができない場合、別途協議の上複数回に分けて納品すること。

### 4 見積り合わせの手続

#### (1) 見積書の提出

##### ア 提出期限

令和3年2月15日（月）正午

##### イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

##### ウ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示。社印及び代表者印の省略を可とする。）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 納入予定の製品が仕様を満たすことを証するカタログ等の資料（上記2の参考製品以外の製品を納入予定の場合。この場合、令和3年2月10日正午までに提出すること。）

##### エ 提出方法

持参，郵送，FAX 又は電子メール

#### (2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

#### (3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって，別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

## 5 問い合わせ先

### (1) 手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

### (2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局官房総務課情報システム室

電話：03-3581-3388 担当者：宇川

(別記)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。